

令和4年度第1回高知地方労働審議会労働災害防止部会
議事録

日 時： 令和5年3月13日（月）13:15～14:08

場 所： ちより街テラス「ちよテラホール」（高知県高知市知寄町2丁目1-37）

出席者： 公益代表委員

長澤委員、肥前委員

労働者代表委員

池澤委員、山岡委員

使用者代表委員

野村委員、山岡委員

事務局

恒吉労働基準部長、神子沢監督課長、吉本健康安全課長

議 題： (1) 部会長の選出

(2) 高知労働局第13次労働災害防止計画の結果について

(3) 高知労働局第14次労働災害防止計画案について

(4) その他

議 事：

○神子沢監督課長

定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第1回高知地方労働審議会「労働災害防止部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本部会の事務局を担当しております、高知労働局労働基準部監督課長の神子沢と申します。本日はよろしく願いいたします。

本日は、委員改選後初めての部会となりますため、部会長が選出されるまでの間、事務局にて進行役を務めさせていただきます。

それでは先ず、本日の配布資料について確認させていただきます。本日の資料は、資料No.1から資料No.5までです。資料No.2と資料No.3につきましては、事前にお配りしていた資料から差替を行っておりますので、本日は、机上に差替後のものを配布させていただいております。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、挙手でお知らせをお願いいたします。

○神子沢監督課長

続きまして、ご出席の委員の皆様をご紹介します。資料No.1として「委員

名簿」を配布しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、公益代表委員です。

高知県立大学社会福祉学部教授の長澤委員です。

高知工科大学経済・マネジメント学群教授の肥前委員です。

続きまして、労働者代表委員です。

日本労働組合総連合会高知県連合会会長の池澤委員です。

情報産業労働組合連合会高知県協議会議長の山岡委員です。

続きまして、使用者代表委員です。

高知県経営者協会専務理事の野村委員です。

ニッポン高度紙工業株式会社取締役会長の山岡委員です。

以上となります。本日は、公益代表委員の中橋委員から、欠席される旨のご連絡をいただいております。

したがって、本日は、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名、計6名の委員にご出席いただいております。これは、地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしており、本部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

事務局につきましては、時間の都合上、紹介は「座席表」に代えさせていただきます。

ここで、高知労働局労働基準部長の恒吉より、ご挨拶を申し上げます。

○恒吉労働基準部長

労働基準部長の恒吉です。委員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の運営について、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は、年度末でご多用のところ、本部会にご出席いただきまして御礼申し上げます。併せまして、事務局から委員の皆様への資料の事前送付が遅くなりましたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。

さて、労働災害防止部会の開催にあたり、一言挨拶申し上げます。本部会は、労働災害防止に係る施策の実施に関し、ご意見をいただく必要があるときに設置しております。ご承知のとおり労働災害防止計画については、5年ごとに策定するものとされており、現在の第13次労働災害防止計画は本年度をもって終了し、令和5年度からは、新たに第14次労働災害防止計画の取組がスタートすることとなっております。

このため、本日は、第13次労働災害防止計画の実施結果についてご報告させていただくとともに、第14次労働災害防止計画の案について、その内容の適正を期するため、ご意見をいただきたいと考えております。

当局といたしましては、労働災害防止対策は、働く方の安全と健康を守る大変重要な施策であると考えており、令和5年度においても最重点事項として取り組む予定です。委員の皆様方のご意見を参考にさせていただき、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしく願いをし、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○神子沢監督課長

それでは早速議事に入りたいと思います。始めに、議事1の「部会長の選出」です。地方労働審議会令第6条第5項によりまして、「公益を代表する委員の中から本部会の委員が選挙する」旨が定められております。委員の皆様にご推薦いただくことになっておりますが、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

○池澤委員

肥前委員にお願いしたいと思います。

○野村委員

私も同じく肥前委員にお願いしたいと思います。

○神子沢監督課長

ありがとうございます。ただ今、池澤委員と野村委員から「肥前委員を部会長に」というご推薦がありましたが、他の委員はいかがでしょう。

(異議なし)

○神子沢監督課長

ありがとうございます。それでは、肥前委員に部会長にご就任いただくこととしまして、高知地方労働審議会運営規程第4条に基づき、以後の進行につきましては、肥前部会長にお願いをしたいと思います。肥前部会長、よろしく申し上げます。

○肥前部会長

ありがとうございます。大変僭越ですが、進行役を務めさせていただきます。円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、地方労働審議会令第6条第7項におきまして、私から、職務代理を指名することとなっております。私としましては、長澤委員に部会長代理をお願いしたいと思います。指名ということですが、長澤委員、よろしく申し上げます。

○長澤委員

承知いたしました。

○肥前部会長

ありがとうございます。では次に、高知地方労働審議会運営規程の第5条におきまして、「会議は、原則として公開する」とありますので、本部会につきましても公開とさせていただきます。

また、本部会の議事録についても、公開することとなりますので、ご了承願います。傍聴希望者の状況については、事務局から報告してください。

○神子沢監督課長

傍聴希望者についてご報告いたします。本日の部会の開催について公示をいたしました
が、傍聴希望者はなかったことをご報告させていただきます。

○肥前部会長

わかりました。ありがとうございます。それでは早速、会議次第に従って議事を進めま
す。議事2の「高知労働局第13次労働災害防止計画の結果について」と、議事3の「高知
労働局第14次労働災害防止計画案について」、事務局から資料の説明をお願いします。委
員の皆様からのご質問やご意見は、事務局の説明後にまとめてお伺いしたいと思います。
それでは事務局、よろしくをお願いします。

○吉本健康安全課長

健康安全課長の吉本と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

まず資料No.2をご覧ください。第13次労働災害防止計画（速報値）の状況です。

平成30年度から令和4年度までの5年間を、高知労働局第13次労働災害防止計画とし
て取り組み、休業4日以上死傷災害を、2017年に比べ5%以上減少する、死亡災害を15%
以上削減するという目標で進めてまいりました。

休業4日以上死傷災害は、①のグラフの状況で、赤色点線が目標値、青の実線が各年
の状況、緑の点線がコロナを除いた状況となっております。2021年までは概ね目標前後で
推移していましたが、2022年は業務に起因する新型コロナウイルス感染拡大による影響で、
医療機関を中心に死傷者数が大幅に増加しています。

下の②のグラフは死亡者数の推移となっております。2019年に大幅に増加しましたが、
最終年においては2017年に比べ15%の削減となっております。

続きまして2頁をご覧ください。④休業災害重点業種の状況でございます。休業災害の
重点業種の目標としまして、小売業、社会福祉施設、飲食店、陸上貨物運送事業の4つの
業種に対して、休業災害を5%以上削減するという目標で取り組んでいました。死亡災害
重点業種の製造業、建設業、林業は参考に載せています。死傷災害重点業種の状況ですが、
コロナ感染拡大の影響を多く受けております社会福祉施設で大幅な増加となっております。
5%以上の削減目標に対し、小売業、陸上貨物運送事業では目標達成となる見込みですが、
飲食店、社会福祉施設では目標達成に至らない形となっております。

次の3頁をご覧ください。こちらはコロナ感染を除いた死傷者数の業種別の状況となっ
ております。速報値では939名、前年比で12名の増加となっております。コロナ感染を除
いても、小売業では転倒災害、社会福祉施設では同じく転倒災害や腰痛などの動作の反動・
無理な動作、ぎっくり腰などを含みますがこういった災害、陸上貨物運送事業ではトラッ
クの荷台からの墜落・転落などの災害が多く発生しております。

4頁をご覧ください。こちらは死亡災害の状況となっております。先程申しましたが、
最終年での6人以下という目標は達成となりましたが、13次防期間中の死亡者数は、重点
業種としている建設業で14名、製造業で9名、林業で6名の方が亡くなっております。建

設業と林業では目標以下の人数となっておりますが、製造業では、「はさまれ、巻き込まれ」という事故の型による死亡災害が大幅に増加しております。期間中の死亡災害について、業種別では、建設業が最も多く発生しておりますが、全業種を通じた「事故の型」で見ますと、交通事故によるものが最も多くなっており、44名のうちの14名、32%を占めているという状況になっております。なお、13次防期間中、高知県内で業務に起因するコロナ感染による死亡された方はおりませんでした。

5頁をご覧ください。⑧はストレスチェック実施後の集団分析の結果です。労働者50名以上の事業場でストレスチェックが義務化され、ストレスチェックを実施した後に、職場で集団分析を行っていただき、職場のメンタルヘルス対策を普及させるという取組になっております。80%以上の事業場で集団分析まで結び付けたいという形で取り組んでいましたが、13次防初年度の2018年と2019年は8割を超える事業場で集団分析を実施していただきおりましたが、3年目、4年目は8割を若干下回る傾向で推移しております。右側の⑨のグラフと⑩のグラフは、腰痛災害の状況ということで、腰痛による死傷者数を12次防期間中に比べ5%以上削減させるという目標で取り組んでおりましたが、12次防期間中に比べ27%の増加、目標値からは3割ほど増加する結果となっております。増加した理由は、労働力人口の高年齢化などが影響しているのではないかと考えられます。

次の6頁をご覧ください。こちらは熱中症による災害防止の取組となっております。期間中、休業4日以上の中熱症による死傷者数を25名以下の目標ということで取り組んでおり、結果としては24名、亡くなった方はおりませんが、24名の方が休業4日以上となっております。休業4日未満の休業災害につきましても、年間40件前後のペースで推移しておりますので、引き続き取組が必要ということになるかと思っております。

以上が第13次労働災害防止計画の結果となっております。

○吉本健康安全課長

続きまして、資料No.3に移ります。資料No.3は、来年度から実施する予定としております、高知労働局第14次労働災害防止計画案とさせていただきます。来年度から5年間、2023年度から2027年度までの取組となっております。

今までの労働災害防止計画としましては、まず初めに「死亡災害を何パーセント削減する」、「休業災害を何パーセント減少させる」という数値目標が第一にありましたが、今回の第14次労働災害防止計画では、目標達成のための取組を「アウトプット指標」として定め、それぞれの目標とする「アウトカム指標」の達成を目指すことにより、結果として「死亡災害を5%以上削減する、死傷災害を減少させる」という立て方になっております。

高知県内の労働災害の発生状況は、先ほどの13次防の中でもご説明しましたが、ほぼ横ばいの状況になっております。ただ、全国的にはコロナ感染を除いても増加傾向にございまして、特に、商業や医療機関などでの「転倒災害」、「腰痛災害」などが増加傾向にあるということがございます。そういった状況は高知県内も同じ状況でございまして、事業場に自主的に労働災害防止に取り組んでいただくということが、計画の中に盛り込まれておりました、この表の真ん中に記載しております。

計画の重点対策としては、従来からの取組を継続するもの、それから新たに加えたもの

など、9つの重点対策で、これらの項目の取組を進めることとしております。

具体的には次の頁から記載しております。2頁の中段の①に記載しておりますが、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」ということで、自発的に安全衛生対策に取り組んでいただく事業場を増加させるため、安全衛生対策に取り組むことが、事業場にとっても経営、それから人材の確保、育成からも有益であるということ、健康経営といった側面などからも社会的に評価されてきていることなどを周知させていただいて、事業場の意識啓発を図るということを第一の対策とさせていただいております。

②は、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」ということで、転倒や腰痛の防止など、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の促進ということを挙げております。

③は、「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」ということで、従来から取り組んでおりますが、高齢労働者の労働災害を防止するために、エイジフレンドリーガイドラインを周知し、職場での取組を進めていただきたいと考えております。

④は、「業種別の労働災害防止対策の推進」ということで、建設業での墜落災害防止、製造業での「はさまれ・巻き込まれ」災害防止、林業での「チェーンソーによる伐木等作業等の安全に関するガイドライン」の徹底、陸上貨物運送事業での「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を推進していくということになります。

次に4頁ですが、⑤としまして、「労働者の健康確保対策の推進」ということで、メンタルヘルス対策、ストレスチェックの実施、労働者の方に対する体力づくりの促進や意識啓発など、労働者の健康確保対策を進めていくということです。

⑥としまして、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」ということで、新たな化学物質規制について、あらゆる機会を通じて周知啓発・指導を行うこと、プラス熱中症対策についても引き続き実施していくということです。

⑦としまして、「交通労働災害防止対策の推進」を掲げております。交通労働災害防止対策については、厚生労働省の第14次労働災害防止計画には含まれておりませんでした。高知県独自の取組といたしまして、13次防期間中に交通労働災害による死亡者数が大変多かったということで、この項目を加えさせていただいております。

⑧としまして、「外国人労働者に対する安全衛生対策の推進」ということで、母国語に翻訳された視聴覚教材などについて、外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止対策の取組などを実施していただくということを進めることとしております。

それから⑨についてですが、1頁の「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の直ぐ下に、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」という記載をしております。こちらは建設現場などで元請・発注者などに対して、従来までは規制されていなかった個人事業者に対する健康障害防止対策、石綿や有機溶剤などによる健康障害を防止するための対策として、新たに元請・発注者に義務付けられる内容を周知していくということで記載させていただいております。

4頁に戻っていただければと思います。事前配布の資料では、4頁の最後に、単年度比較、2022年と2027年を比較して労働災害が減少される、というふうな記載をしておりますが、第13次労働災害防止計画の期間中と第14次労働災害防止計画の期間中の累計で

比較してはどうかという御意見をいただいておりますので、単年度比較だけではなく、13次防期間中と14次防期間中を比較するというふうな表現にさせていただいております。

以上が第14次労働災害防止計画の概要となっております。私からの説明は以上でございます。

○肥前部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見やご質問がありましたら、事務局がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いします。

○肥前部会長

先に私から、細かい点が多いですが、よろしいでしょうか。

資料No.4の14次計画の1頁の一番下の3に「計画の重点事項」とありますが、これは全国的な計画とか他都道府県の計画と比べて、高知ならではの重点事項というものはございますでしょうか。

○吉本健康安全課長

高知独自とさせていただいているのは、一番下の「交通労働災害防止対策の推進」というところを加えさせていただいております。厚生労働省の第14次労働災害防止計画からの変更と言いますか、若干変えさせていただいているのは、資料No.3の1頁の「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」という表現がございます。全国ではこれに「高年齢の女性に多い」というふうな説明が付いておまして、高年齢の女性を特に注意してくださいというふうなことが加えられています。高知県では、女性だけが特に多いということではないため、「高年齢の女性」という言葉を外しております。

○肥前部会長

ありがとうございます。次に、資料No.4の2頁の4の「計画の目標」の(1)で、「死亡災害」と「死傷災害」とありますが、「死傷災害」には「死亡災害」も含まれますか。

○吉本健康安全課長

含まれます。

○肥前部会長

わかりました。そうしますと「死亡災害」は「5%以上減少させる」ことが目標で、「死傷災害」は「減少させる」ということですから、少し「亡くならない、怪我をした」というものが増えたとしても、両方が達成されるということは、有り得るという理解でよろしいでしょうか。

○吉本健康安全課長

はい。

○肥前部会長

これは「死傷災害」の方が減らすことが難しいのでしょうか。「死亡災害」は「5%以上減少させる」となっていますが、「死傷災害」は単に「減少させる」ということになっておりますけれども。

○吉本健康安全課長

これも厚生労働省の第14次労働災害防止計画では、全国的には横ばいではなく増加傾向にあります。コロナを除いても増加傾向にあるということで、「死傷災害」については「増加傾向に歯止めをかける」というような表現がなされておりますが、高知県内においては、ほぼ横ばいという状況ということになっておりますので、「減少させる」ということにさせていただいております。

○肥前部会長

ありがとうございます。それから、同じく3ページのウの「業種別の労働災害防止対策の推進」で、アウトプット指標が、建設業とか製造業というように業種ごとに「何%以上とする」という数値が異なっていますが、これはそれぞれの業種の現状を見て、そこから達成可能であると思われる目標値を定めているので異なっていると、またこれは他の都道府県とも数字が異なっているという理解で正しいでしょうか。

○吉本健康安全課長

建設業、製造業、林業、陸上貨物運送事業の災害防止の対策は、厚生労働本省が昨年度に実態調査したアンケート結果などから、リスクアセスメントに取り組んでいる事業場の割合を導き出して、その結果を受けてリスクアセスメントを行う事業場を増加させた場合とか、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止に取り組む事業場を増加させ、取り組みを行う事業場を2割から3割増加させることで、労働災害発生件数が抑えられるのではないかという設定になっております。

その中で高知独特なのは、製造業における死亡者数を2018年から2022年までの5年間と比較して15%以上減少させるとしております。厚生労働省の第14次労働災害防止計画では、建設業と林業と同じように10%以上減少させるという目標になっておりますが、高知県内では13次防期間中に製造業による死亡災害が大幅に増加したものですので、10%では少ないのではないかということで15%以上の削減ということで目標とさせていただいております。

○肥前部会長

ありがとうございます。これに関連するところだけ先に終わらせて、皆様にお譲りしたいと思います。製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を60%以上とするとありますが、現状、全く防止対策をしていないところも割とあるのでしょうか。

○吉本健康安全課長

全くしていないということはないと思いますが、やはり十分ではないというふうに思われます。この60%というのも、先ほど申し上げました厚生労働本省からのアンケート調査において、40%くらいの事業場がやっています、それ以外がやっていないという回答が来ているものですので、60%の目標を掲げているということでございます。

○肥前部会長

十分にガイドラインの基準を満たすほどにはやっていないというケースが見られるということですね。わかりました。それからアウトカム指標で、5年間を比較するものと、2022年と比較して2027年までにということとで単年度を比較するものがありますが、何かそれらの使い分け等はなさっていますでしょうか。

○吉本健康安全課長

単年度ではなくて累計で比較しているものは、単年度で比較すると、2022年の死亡災害の件数がかなり少なくて、それを単年度で比較してしまうと、例えば建設業ですとか林業は2件ずつの死亡災害となっておりまして、それを削減するとなると、もう1件という数字となるわけですが、死亡災害を1件にするという目標はなかなか立て辛いというところもございまして、期間の比較をさせていただこうと考えております。

○肥前部会長

わかりました。ありがとうございます。ほかに委員の方々からいかがでしょうか。
池澤委員お願いします。

○池澤委員

第14次の計画に賛成の立場から感想を申し上げます。13次の結果を見てみると、やはり災害というものはなくなるんだなということを感じます。今、どの業種・業態でもやはり人手不足が顕著であり、どうしても1人当たりの業務に対する負荷・負担というものがこれまで以上に増しており、色々なことをやらないといけないという中で、やはり安全確認とかそういった意識がどうしても薄れていくといいますか、とにかく目の前の業務をこなすことに力を注いで、安全確認を怠る・抜かる、こういったことが原因の一つにあるかと思います。計画の中にも盛り込んでいただいています。やはり自分自身の安全は自分自身で意識して守るという基本中の基本をかなり啓発していかなければならないと思います。それから、従来は安全に関する教育の機会も結構時間を割いてお金も掛けてやってきたところがあると思いますが、そこが今少しどうしても、従来に比べると力を入れる時間もない費用もないということが懸念されます。やはり労働局さんの方で色々と啓発活動をやっただき、使用者側もそうですし、労働者側も、そういったことの意識付けを繰り返し徹底していかなければならない、このように感じました。我々もあらためて啓発活動に力を入れていきたいと思っておりますので、それぞれでまた対応していきましょうとい

うことを申し上げて、私からの感想とさせていただきます。以上です。

○肥前部会長

ありがとうございます。長澤委員どうぞ。

○長澤委員

計画の内容については賛成の立場ですけれども、細かいところで3点ほど質問させていただければと思います。

まず、資料N0.4の4頁のところに、メンタルヘルスについてのアウトプット、アウトカム指標が書かれておりますけれども、先ほど肥前部会長からもお話があったのですが、エ以外の項目のアウトカム指標については、2023年度と比較して減少させるというような書きぶりになっていますが、これは2023年度単年度と比較して2027年度の減少をはかるのか、あるいは、第14次と第13次を比較しての減少をはかるのか、お伺いしたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。同じく15頁の③の「社会福祉施設」の下から3行目のところで、「その他291人（うち300人は新型コロナ感染）」とありますが、この291人と300人の数字の内容がわかりませんでしたので、教えていただければと思います。

それから、20頁になりますが、⑤の「過重労働に係る脳・心臓疾患、精神障害の認定状況」というところで、その下のグラフと次の頁のグラフについては、「脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数の推移」でありますけれども、この中には精神障害が含まれていないのかということについて教えていただきたいです。細かいところで恐れ入りますが、よろしく願いいたします。

○吉本健康安全課長

まず1つ目にご質問いただいた部分につきましては、来年度の状況を調査した上で、期末にもう1回確認するというので、今のデータがありませんので、2023年に調査するという形になろうかと思えます。

2つ目のご質問につきましては、数字の記載が逆かもしれませんので、確認をさせていただきます。

3つ目のご質問につきましては、21頁の表のタイトルに誤植がありまして、2つ目のグラフが「精神障害」です。大変失礼いたしました。

○長澤委員

わかりました。20頁の下から4行目のところですが、精神障害の請求件数は増加傾向にあるけれども、その上の3行目、支給決定件数については減少しているということは、請求は上がってきたけれども、実際に労災として精神障害が認定されるケースは少ないということなのではないでしょうか。

○恒吉労働基準部長

そのとおりでございます。

○長澤委員

詳細については事例ごとに異なっていると思いますし、個人的なことはここではお話できないと思うのですけれども、請求があった場合に、的確に認定されて、あまり基準が厳しくない方が、ご遺族の方とかご本人にとっても助かるのかなと思ひまして、そのあたりは何か基準が厳しくなっているとかいうことではないと思うのですけれども、お答えいただけることがあればよろしくお願ひします。

○恒吉労働基準部長

基準といたしましては、行政訴訟の取り消しなどもあり、過労死ラインの考え方が緩和されたり、パワハラが新たに盛り込まれるなど認定基準の見直しが適宜なされております。認定における判断の適正化につきましては、主治医の意見、労働局の局医の意見ともに重視して客観的な判断をさせていただいております。また、事業場への聴き取りもなるべく公平に行うようにしておりますが、今後も公正な判断に努めてまいりたいと思っております。

○長澤委員

ありがとうございました。

○肥前部会長

他にいかがでしょうか。野村委員、お願いいたします。

○野村委員

5年間の計画ということで、この途中経過については、地方審議会では毎年報告されていると思いますが、今回、アウトプット指標、アウトカム指標が設定されましたけれども、やはり高齢者が増えてくるということで、これが途中で乖離してくるということも今後あるのではないかなということで、報告だけではなくて、毎年とは言いませんけど、5年計画でしたら3年、ちょうど中間くらいにですね、こういう部会をやるべきではないかなという気がしております。そこで何か乖離があれば、やはり改善策なりモデル修正するというのも必要になってくるのではないかなと思います。これまでは数字が乖離していなかったかもしれませんが、今後はやはり労働者が高齢化していますので、非常にそういうリスクはあるのではないかと思います。以上です。

○肥前部会長

他にご質問やご意見はありませんでしょうか。

(発言なし)

○肥前部会長

終了時間が近づいてまいりましたので、何かございましたら、この部会後も事務局にご質問・ご意見をお送りいただければと思います。

事務局においては、ただ今出されたご意見と併せて検討していただいて、可能な限り、「第14次労働災害防止計画」に反映できるようにお願いいたします。

それでは、議事4の「その他」に移らせていただきます。委員の皆様から何かご意見等がございますでしょうか。

(発言なし)

○肥前部会長

特になければ本日の議事は以上となります。事務局から何かございますでしょうか。

○恒吉労働基準部長

本日は、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえ、第14次労働災害防止計画を策定させていただきたいと考えております。本日はありがとうございました。

○肥前部会長

ありがとうございました。本日の議事録の署名者を決定したいと思います。労働者代表委員、使用者代表委員から1名ずつ選出をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○池澤委員

労働者代表は私が署名します。

○野村委員

使用者代表は私が。

○肥前部会長

それでは、労働者代表委員として池澤委員、使用者代表委員として野村委員に議事録への署名をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、本部会終了後に開催される本審への報告については、時間の都合上、事務局から報告をお願いしたいと思います。事務局、よろしく願いします。

以上で、本日の労働災害防止部会の議事を終了します。事務局から連絡事項などがありますか。

○神子沢監督課長

本日ご審議いただいた内容を踏まえまして、しっかりと今後の安全衛生対策に活かしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和4年度第1回高知地方労働審議会「労働災害防止部会」を終了
といたします。本日は誠にありがとうございました。

以上